

電力の小売全面自由化がはじまります

今年の4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。
消費者が電力会社や料金プランを自由に選択することが可能となります。
契約内容などの条件をよく理解して賢く利用しましょう！

想定されるトラブル事例

●「電気代が必ず安くなる」という勧誘トークで、太陽光発電システムや、蓄電池などの電力の小売全面自由化に便乗した訪問・電話勧誘

●「自由化に伴い、電力メーターを買いなおす必要がある」など虚偽の事実を告げ、不必要な契約を迫る悪質業者の発生

●電力会社を装った悪質業者による詐欺事件の発生



【消費者へのアドバイス】

○勧誘を受けてもその場で即決せず、必要な契約かどうか冷静に判断する時間を設けましょう。

○電気のの小売を行う事業者は国の登録を受ける必要があります。勧誘があった場合は、登録のある事業者かどうか、自分の居住地域が勧誘事業者の供給地域になっているかどうかを確認しましょう。経済産業省のホームページを参照 (<http://www.enecho.meti.go.jp/>)

○電力の小売全面自由化に伴い、従来の電力メーターから「スマートメーター」に切り替える必要がありますが、電力メーターの管理は電力会社が行うため、自分で申し込んだり、交換費用を支払ったりする必要はありません。

平日無休
になりました！

太宰府市消費生活センター

日時：毎週月曜～金曜日

9：30～12：00、13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談室

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 201会議室

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121 (内線440)